

「2010年代のケーブルテレビの
在り方に関する研究会」
報告書素案

2007年1月

はじめに

(多賀谷座長の巻頭言を記載)

目次

第1章 現状認識

1 通信・放送を取り巻く環境

(1) ブロードバンド化の進展

(2) 放送のデジタル化の進展

- 地上テレビジョン放送のデジタル化の進捗状況
- 「デジタル放送推進のための行動計画」(第7次)

(3) 通信・放送の融合の加速

- コンテンツ・サービスの融合
- 伝送路の融合
- 端末の融合
- 事業体の融合

(4) 国の政策展開

- 「IT新改革戦略」
 - ・ ブロードバンド・ゼロ地域の解消
- 「通信・放送分野の改革に関する工程プログラム」
 - ・ マスメディア集中排除原則の緩和等
 - ・ コンテンツの外部調達
 - ・ 融合関連
 - ・ 通信関連
- 「ICT国際競争力懇談会」における検討
- 著作権法の改正

2 ケーブルテレビの現状

(1) 加入世帯数・普及率及び自主放送を行う許可施設数・許可施設事業者数

(2) 経営状況

(3) 光化・広帯域化等

(4) 無線利用

(5) IPTVの動向

3 ケーブルテレビの変化の潮流

(1) 通信・放送のサービスの提供

- 放送サービスの提供
- 専用役務等の提供
- インターネット接続サービスの提供
- プライマリー電話サービス

- モバイル電話サービス
- VODサービス
- DVRサービス
- (2) 双方向性を活用した地域との連携
- (3) 技術開発の状況
- (4) MSO、公設公営等経営体の状況
 - MSO
 - 公設公営型
 - 事業者間連携

第2章 2015年のケーブルテレビの市場規模

第3章 ケーブルテレビのあるべき姿に向けた課題と諸方策

1 ケーブルテレビの位置づけ

- (1) ケーブルテレビの特性
- (2) ケーブルテレビの意義

2 2010年代(2015年)のケーブルテレビのあるべき姿

- (1) 2015年における我が国を取り巻く環境
- (2) ICTを活用した諸課題の解決
- (3) 2010年代のケーブルテレビのあるべき姿・役割
- (4) ケーブルテレビの果たす具体的な役割
 - フルデジタル映像サービスの提供
 - ユビキタスネットワーク社会の基盤の提供
 - 「地域密着」サービスの提供
 - 国産技術の世界展開
 - その他

3 2010年までの当面の課題と諸方策

- (1) フルデジタル映像サービスの提供
 - ① 地上デジタル放送の再送信への対応
 - ケーブルテレビの地上デジタル対応の着実な推進
 - 条件不利地域におけるケーブルテレビ施設の活用等
 - 地上デジタル放送の再送信に係る協議の促進
 - ② 放送新サービス(CSデジタルハイビジョンなど)の再送信への対応
 - 放送新サービスの再送信の着実な対応
 - アナログ放送停波後のケーブル内の空き帯域の有効活用

- ネットワークDVRへの対応
 - ③ コミュニティチャンネルの充実
 - コミュニティチャンネル等を活用したパイロットモデル事業の実施
 - コミュニティチャンネルのアーカイブ化の推進
 - 住民参加型のパブリックアクセスチャンネルの導入の検討
 - ④ VOD等の映像伝送サービスのコンテンツ規律の在り方
- (2) ユビキタスネットワーク社会の基盤の提供
- ① インターネット接続サービスのさらなる高速化
 - 技術開発による高速化
 - ロードマップ等の策定による全国的な高度化・高速化の推進
 - ② 情報格差の是正・条件不利地域への普及
 - ③ IP映像サービスに係る標準化等
 - ④ 無線の有効活用等柔軟なネットワークの構築
- (3) 「地域密着」サービスの提供
- ① 地域の活性化等に貢献するサービスの提供
 - 地域の事情を踏まえたICTサービスの提供
 - 地域住民とのヒューマン・コミュニケーションの充実等による地域の活性化等への貢献
 - ② シナジー効果が期待される他の地域メディアとの連携
- (4) 国産技術の世界展開
- ① ホームネットワークの中核設備としてのSTBの共通プラットフォーム化
 - ② FTTHによるケーブルテレビの国際標準化
 - ③ ケーブルテレビ設備の製造を行う国内メーカーの技術力の維持
- (5) その他
- ① 競争的、弾力的事業展開に係る環境の整備
 - マスメディア集中排除原則の見直し
 - 施設区域の基準の見直し
 - 参入・退出に当たっての規律の見直し
 - 著作権法上のイコール・フィッティングの確保
 - 有線テレビジョン放送施設の電柱・管路等への共架に関する公正競争条件の確保
 - 無線利用に関するイコール・フィッティングの確保

- ② 事業規模の拡大・アライアンスの推進
 - 事業者同士の合併
 - 事業者同士の連携
 - 小規模なケーブルテレビ事業者に関する経営手法の選択肢の確保
- ③ 他業態とのアライアンスの推進
- ④ プラットフォームビジネスを含むB to Bサービスへの取組
- ⑤ 資金調達力の向上
- ⑥ 違法チューナー問題への対策推進
- ⑦ 個人情報保護のための取組の強化
- ⑧ ケーブルテレビ関連データ収集の充実化

第4章 まとめ（政策提言（3（3）を踏まえ、国の政策として実施すべきものを整理。）（P）

第1章 現状認識

1 通信・放送を取り巻く環境

(1) ブロードバンド化の進展

ブロードバンド化については、「IT新改革戦略」（2006年1月 IT戦略本部決定）において、「2010年度までに光ファイバ等の整備を推進し、ブロードバンド・ゼロ地域を解消する」等の目標を掲げている。

2006年9月末時点において、ブロードバンドの契約数は、2504万件（うち、ケーブルインターネット348万、FTTH715万、DSL1440万及びFWA1万）となっており、FTTHの導入件数の伸びが顕著な状況である。また、伝送速度についても、一般家庭に対して、光ファイバで100Mbps、HFCでも最大120～160Mbpsのサービスが提供されるなど、超高速インターネット接続サービスが今後一層普及するものと考えられる。

一方で、過疎等の条件不利地域等においては、ブロードバンド・サービスが全く利用できない地域が254万世帯（2006年9月末現在）存在している状況であり、デジタル・ディバイドのないインフラを整備することが課題となっている。

【参考資料添付】

(2) 放送のデジタル化の進展

放送のデジタル化については、CS放送は1996年、BS放送は2000年、地上放送は2003年にデジタル化が開始され、特に地上放送については、2006年12月1日には、全ての都道府県の県庁所在地等において放送が始まり、地上デジタル放送の円滑な移行に向けて、着実に進展している状況である。

○ 地上テレビジョン放送のデジタル化の進捗状況

2003年12月1日、東京・名古屋・大阪の三大都市圏で地上デジタルテレビジョン放送が開始され、高画質、高音質、データ放送、EPG（電子番組案内）などの特徴をもつ新たな放送サービスが始まったところである。

全世帯に対するデジタルテレビジョン放送のカバー率も84.0%となり、また、受信機器出荷台数も累計で1,600万台に達する等、地上デジタルテレビジョン放送の普及は着実に進んでいる。

【参考資料添付】

○ 「デジタル放送推進のための行動計画」（第7次）

「デジタル放送推進のための行動計画」は総務大臣の懇談会である「ブロードバンド時代における放送の将来像に関する懇談会」において2002年7月に「第1次行動計画」が策定され、各関係者がそれぞれの役割を推進しつつ、相互に連携・協力して取り組んでいる。

2011年のデジタルテレビジョン放送への全面移行の確実な実現を図る観点から、実施すべき事項とそのスケジュールを「第7次行動計画」（2006年12月1日 地上デジタル推進全国会議）としてとりまとめ、i) 送信環境の整備、ii) 受信環境の整備、iii) 視聴者・国民の理解の醸成、の3点を柱として取り組んでいくこととしているところである。

(3) 通信・放送の融合の加速

○ コンテンツ・サービスの融合

光ファイバ等のブロードバンド・サービスの急速な普及に伴い、「通信」としての映像配信サービスが進展してきており、通信事業者はもとより、キー局等の一般放送事業者も、放送番組の2次利用等としてインターネットによる映像コンテンツの配信を行っている。また、YouTubeのように、一般の視聴者が自ら映像コンテンツを投稿して公開するようなサービスも、著作権法上の問題が指摘される一方、広く人気を博している。このような状況の下、視聴者は放送と通信の差をあまり意識しないで映像サービスを利用するような環境が生じている。

また、米国では、iPod等に係る楽曲ダウンロード販売の急成長のあおりを受け、従来型のCD等の販売を行う大手音楽ソフト販売会社が経営破綻に追い込まれるなど、ネットワークを通じたコンテンツ配信が急速に進んでいるところである。映像コンテンツについても、米国のケーブルテレビ最大手であるコムキャストが映画のDVD発売と同時にVOD (Video On Demand) 配信を行う試験サービスを開始したところであり、また、インターネット通信機器の最大手であるシスコシステムズがCATV機器メーカーのサイエンティフィックアトランタを買収し、一般家庭向けSTB (Set Top Box) 市場へ進出する等、VODサービスの本格的な普及が見込まれているところである。

○ 伝送路の融合

1996年の武蔵野三鷹ケーブルテレビ(株)による初のケーブルインターネット接続サービスの提供等、ケーブルテレビのネットワークを通信、放送の両方に共有する者が増加してきていたところである。

一方で、通信と放送の伝送路の融合が技術的に進展してきていること

に対応し、CS放送及び有線テレビジョン放送の設備利用の規制緩和を行うため、2001年、電気通信役務を利用した放送を制度化することを目的として、電気通信役務利用放送法（平成13年法律第85号）が成立し、2002年1月より施行された。この法律により、事業者は自ら施設を設置することなく、通信事業者からネットワークを借りて「放送」サービスを提供することが可能となったところである。なお、2006年12月現在、17事業者が有線電気通信役務利用放送を行っているところである。

特に、IPマルチキャスト放送については、配信技術の向上等により、従来のRF方式ではない伝送方式により、映像を安定的かつ良質に配信することが可能となり、地上デジタル放送の補完措置としての役割も担うこととされているところである。地上デジタル放送の円滑の普及の観点からも、地上デジタル放送の同時再送信に関する著作権法上措置について所要の環境整備も行われたところである。

○ 端末の融合

現在、携帯電話及びパソコンなどの通信機器において地上デジタル放送のテレビ視聴が可能であり、また、インターネットの利用が可能な端末が出現しており、これらの利用により、通信と放送の連携によるサービスの提供が期待されているところである。

○ 事業者の融合

電気通信事業者がケーブルテレビ事業者との業務提携を行ったり、電気通信事業者がMSO（Multiple System Operator）の株式を取得するなど、通信・放送分野の兼営や資本提携を行う動きが活発化している。例えば、ケーブルテレビ事業者が、テレビ・電話・ネットのいわゆる「トリプルプレー」のサービスを提供するに当たり、電気通信事業者との業務提携を行うことにより、電気通信事業者の中継網をケーブルテレビ各社と連携させ、固定電話サービスを行っているものである。また、電気通信事業者自らが電気通信役務利用放送事業の登録を受け放送サービスを実施したり、電気通信役務利用放送の電気通信役務提供者となり、間接的に放送に関わるなど、通信・放送分野の連携が大きく進展しているところである。

(4) 国の政策展開

このような通信、放送技術の飛躍的な発展、通信・放送の融合の状況を踏まえ、国としては、様々な政策展開を行っているところである。

○ 「IT新改革戦略」

「IT新改革戦略」においては、世界に例を見ない少子高齢社会を本格的に迎える我が国が、安心・安全な生活の実現、子育て環境の整備、高齢者等の生きがいづくり、障害者等の社会参画の促進、産業の高度化、小さな政府の実現など多様な課題を克服すべく、ICTの力を最大限に利用し、利用者・生活者の視点に立って改革を進めることとしている。

具体的には、これまで「e-Japan戦略」（2001年 IT戦略本部決定）等により推進してきたICTによる改革の仕上げのための取り組みとその基盤整備を課題と位置づけ、21世紀に日本が世界に先駆けて直面する少子高齢化を支える医療、環境問題等に対応するため、遠隔医療の推進などICTによる医療の構造改革、オフィスや家庭のエネルギー管理・テレワークなどICTを活用した環境対策等に重点的に取り組むとともに、来るべきユビキタスネットワーク社会に向けた、デジタル・ディバイドのないインフラ整備等に重点的に取り組むこととされている。

・ ブロードバンド・ゼロ地域の解消

「IT新改革戦略」において、「2010年度までに光ファイバ等の整備を推進し、ブロードバンド・ゼロ地域を解消する」との方針が示されたことを受け、総務省では「次世代ブロードバンド戦略2010」（2006年8月）を策定し、ブロードバンド・ゼロ地域を2010年までに解消し、超高速ブロードバンド（上り30Mbps以上）を90%以上の世帯で利用可能とすることとした2010年度に向けたブロードバンドの整備目標や整備の基本的な考え方、官民の役割分担、関係者による推進体制のあり方を明らかにした。

具体的な取組としては、民間主導を原則として、適切な競争政策を行うとともに、光ファイバ等の整備を行う事業者に対し投資インセンティブを付与するため、電気通信基盤充実臨時措置法に係る利子助成等の整備促進措置や、条件不利地域においてケーブルテレビ網や光ファイバ網等の地域の特性に応じた情報通信基盤を整備し、情報格差の解消を行う地方公共団体等に対し支援を継続的に実施するとともに、全国レベル及び地域レベルで関係者による推進体制の下で整備に向けた取組が進められている。

○ 「通信・放送分野の改革に関する工程プログラム」（２００６年９月総務省）

「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」（２００６年６月）に基づき、通信・放送分野の改革を着実に推進する観点から、２０１０年度までの５年間に取り組むべき具体的施策を総務省として策定し実行しているところである。

・ マスメディア集中排除原則の緩和等

地上波放送においては、「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」において、「マスメディア集中排除原則を、自由度の高い形で早急に緩和する。」とされているところ、２００６年１０月まで総務省において開催された「デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会」においても、マスメディア集中排除原則の意義や政策目的に変更がないことを前提としつつ、メディアの増加と多様化や経営環境の変化等を踏まえ、見直しによるメリットとデメリットを十分に勘案したうえで、視聴者の利益が増大する方向で行うことが適当であると結論されている。これを受け、総務省においても、マスメディア集中排除原則の具体的な見直しについて検討がなされているところである。

また、衛星放送の分野においては、２００６年９月まで開催された「衛星放送の将来像に関する研究会」において、各放送事業者の有料放送サービス等の整備に不可欠な認証課金業務を通じ、優越的地位にあるプラットフォーム事業者の業務の公正性、中立性、透明性等を確保するための規律が必要であると結論されたところ、これを受け、総務省においても、具体的な規律の在り方について検討が行われているところである。

・ コンテンツの外部調達

我が国のコンテンツ産業を強化し、ソフトパワーを顕在化させる観点から、昨今コンテンツ取引市場を形成する必要性が指摘されている。コンテンツの取引対象としての透明性や流動性の向上と、これに係るルールの整備等が重要な課題になると考えられるところ、総務省においては、２００６年１１月から「コンテンツ取引市場の形成に関する検討会」を開催し、これらの課題への対応を検討しているところである。

・ 融合関連

このような通信と放送の融合の進展状況を踏まえ、「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」において「通信と放送に関する総合的な法体系について、基幹放送の概念の維持を前提に早急に検討に着手し、2010年までに結論を得る。」とされているように、規律の在り方について検討することが喫緊の課題であるとの指摘がある。

このような状況の中、通信・放送の融合・連携に対応した法体系の検討の方向性を具体化することを目的として、総務省では、2006年8月から「通信・放送の総合的な法体系に関する検討会」を開催して検討を行っているところである。今後、研究会の報告、情報通信審議会の諮問・答申を経て、2010年の通常国会への法案提出を目指すこととされている。

・ 通信関連

我が国においては、通信網が公衆交換電話網（Public Switched Telephone Network）からIP（Internet Protocol）網へと急速に進みつつあり、またブロードバンド化の進展、ビジネスモデルの多様化等、電気通信事業を取り巻く環境が大きく変化しつつある。また、「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」を踏まえて、公正競争ルールの整備等について、「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」報告書（2006年9月公表）を踏まえ、結論の得られたものから順次実施することとされている。

こうした状況の下、総務省においては、電気通信市場において一層の競争促進を図り、利用者利益の保護を図るため、2010年代初頭までに公正競争ルールの整備等の観点から実施する施策について、上記工程プログラムを具体化する「新競争促進プログラム2010」（2006年9月）が策定された。今後、「新競争促進プログラム2010」が着実に実施されるとともに、進捗状況（プログレスレポート）の取りまとめ・公表、必要に応じた本プログラム自体の見直しといったフォローアップが併せて実施されることにより、IP化の進展に対応した競争ルールの整備が適切に進めてられていくことが期待される。

○ 「ICT国際競争力懇談会」における検討

「e-Japan戦略」等の推進により、我が国は世界で最も安く速いブロードバンド環境を達成し、他国と比較して携帯電話の高度化・多様化も大きく進展している。その一方、グローバル市場でのネットワーク関連機器などの我が国のシェアは必ずしも高いとは言えず、また、本分野での海外での事業展開、標準化・知的財産権の獲得、人材育成等

も今後の大きな課題になっている。そのため、総務省において、2006年10月から、情報通信分野における国際競争力強化について、基本的な戦略の方向性を検討することを目的として、「ICT国際競争力懇談会」が開催されている。

本懇談会においては、分野ごとに具体的な検討を行うため、次世代IPネットワークWG、ワイヤレスWG、デジタル放送WG、及び新ビジネス・基本戦略WGという4つのワーキンググループを設置し議論を行い、2007年1月に「中間とりまとめ」が公表され、同年4月を目処に最終とりまとめを行う予定とされている。同「中間とりまとめ」においては、「特に、今後2年間で「ICT国際競争力強化年間」と位置づけ、政策資源の集中と選択、産学官の連携強化などにより、我が国が完全デジタル元年を迎える2011年までに、ICT産業の国際競争力強化を実現すべきである。」とされ、また、その実現のため、特に、次世代IPネットワーク、ワイヤレス及びデジタル放送が重点3分野と位置づけられている。具体的な取組の方向性としては、例えば、次世代IPネットワークの分野においては、国際的なパイロットプロジェクトの推進、国際標準への取組強化及び持続的な人材育成策の推進等、また、デジタル放送の分野については、デジタル放送方式の国際普及、放送コンテンツに係る産・学・官が一体となって協力する体制の整備及びデジタル放送方式と放送コンテンツの連携等の方向性が打ち出されているところである。

○ 著作権法の改正

IPマルチキャスト放送は、国民が魅力あるコンテンツを自ら望む手段で享受できる有用な手段の1つであり、その普及が望まれている状況にある。こうした状況の下、第165回国会において、IPマルチキャストを用いた放送対象地域内の地上波放送の再送信については、著作権法の一部を改正する法律（平成18年法律第121号）が成立したことにより、著作権法上「有線放送」と同様の取扱いとされたところである。

一方、IPマルチキャスト放送による「自主放送」については、依然として著作権法上自動公衆送信とされているところ、2006年8月に、文化審議会著作権分科会において、今後引き続き検討を行った上で結論を得るとされている。

総務省においては、2006年9月から、情報通信審議会の下に「デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」が設けられ、IPマルチキャスト放送による「自主放送」の著作権法上の取扱いについて検討を行っているところである。

2 ケーブルテレビの現状

(1) 加入世帯数・普及率及び自主放送を行う許可施設数・許可施設事業者数

我が国のケーブルテレビは、当初、自然地形やビル陰などによる地上テレビジョン放送の難視聴解消を目的とした再送信メディアとして開始され、近年においては自主放送番組や地上放送に加えBSやCSの衛星放送の番組を再送信することにより多チャンネル化が急速に進展している。ケーブルテレビの進展に併せ、加入世帯数・普及率は年々増加傾向にあり、2006年9月末において自主放送を行う許可施設の加入世帯数は1,990万世帯、世帯普及率は38.9%となっている。また、自主放送を行う許可施設数・許可事業者数は、それぞれ705施設、529事業者となっている。

また、2001年6月に電気通信役務利用放送法が制定され、電気通信事業者の設備を利用して放送を行う電気通信役務利用放送事業者として、17事業者が登録を受けている。(2006年11月末現在)そのうちIPマルチキャスト方式を用いて放送を行っている事業者は2002年7月にビー・ビー・ケーブル(株)が第一号として登録を受けた他、現在では4事業者が登録を受け、主にCSデジタル放送の再送信サービスやVODサービスを視聴者に提供している。このIPマルチキャスト方式による放送を行う事業者の加入世帯数が近年では増加傾向にあり、その加入世帯数は約13万1千世帯となっている(2006年9月末現在)。

【参考資料添付】

(2) 経営状況

ケーブルテレビの経営状況を10年前と比較すると、単年度黒字の事業者は1996年度の134事業者から2005年度の245事業者に、また累積黒字の事業者数は1996年度の46事業者から2005年度には153事業者となるなど経営状況が着実に改善されている。これはインターネット接続サービス(ケーブルインターネット)の安定性及び高速性から加入者が増加したこと等が要因として上げられる。

2005年度のケーブルテレビの経営状況については、自主放送を行う許可・営利法人のうち、ケーブルテレビ事業を主たる事業とする者311社の営業収益は約3,850億円、営業利益が約383億円(ともにケーブルテレビ事業のみの収支)であり、年々増収傾向となっている。また、インターネット事業等を含めた事業全体の収益では、245社(78.8%)が単年度黒字、153社(49.2%)が累積黒字となっており、過去5年間の推移をみると、単年度黒字・累積黒字の事業者数の割合が2001年度の約28%から2005年度は約48%になるなど、ケーブルテレビ

事業者の経営状況は着実に改善の傾向にある。さらに、ケーブルテレビの経営状況を開局後の経過年数別にみると、開局後5年未満の事業者は約48%が単年度赤字・累積赤字、開局後5年以上10年未満の事業者は、約79%が単年度黒字、開局後10年以上の事業者は、約55%が単年度黒字、累積黒字となっており、開局後、年数の経過に伴い確実に経営状況が改善される傾向となっている。

一方で、岩手県もテレビ都南のように、「デジタル化には約4億円の改修費用を要する上、老朽化している伝送路（ケーブル・増幅器など）の更新に約17億円が必要と見込まれます。また、事業運営費についても使用料収入では賄いきれず、年間7千万円以上の市費を投入して運営している状況です。このような盛岡市の厳しい財政状況では機器改修等への投資や運営費の負担を継続することは難しい状況にあります。・・・アナログ放送が終了する2011年7月24日をもってテレビ都南を廃止することとしたものです」（同社HP）とあるように、デジタル化投資等の負担のため、廃業する事業者も出ている。

【参考資料添付】

（3）光化・広帯域化等

ケーブルテレビの幹線の光化について、2005年度末時点において、ケーブルテレビの自主放送を行う許可施設（696施設）のうち、514施設（約74%）が幹線に光ファイバを導入し、また、幹線の総延長に占める光ファイバの割合は約32%となっており、HFC・FTTxの導入が着実に進展しているものと考えられる（参考：2004年度末時点 施設ベース 約69%、距離ベース 約31%）。

また、ケーブルテレビの自主放送を行う許可施設（696施設）のうち、472施設（約68%）が、770MHz以上の帯域を確保しており、多チャンネル化に対応した広帯域化がなされている。一方で、500MHz未満の施設も213施設（約31%）あり、今後、放送サービスの充実を図る上で広帯域化に向けたケーブルテレビ施設の改修が望まれるところである。特に、ケーブルテレビの地上デジタル放送対応については、総務省及び（社）日本ケーブルテレビ連盟が2006年7月に公表した「ケーブルテレビによる地上デジタル放送対応ロードマップ」において、2006年末ではデジタル化対応率が93.9%となっており、2010年末では98.8%となっているところであり、2011年のアナログ停波に向けて地上デジタル放送のデジタル化対応を着実に進める必要がある。

【参考資料添付】

(4) 無線利用

我が国の現行制度では、放送を伝送するインフラによって電波を使うものが「放送」、有線伝送路によるものが「有線放送」と区分されており、「放送」については、電波法（昭和25年法律第131号）及び放送法（昭和25年法律第132号）の体系、「有線放送」については有線電気通信法（昭和28年法律第96号）及び有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）の体系でそれぞれ規定されている。ケーブルテレビにおいては、事業区域内においてサービスを希望する全ての家庭にサービス提供を可能であることを確保するために、無線システムの補完的活用が考えられるところであり、1998年9月に、ケーブルテレビによる無線システムを導入するための制度整備が実施された。現在、テレビジョン放送の受信点からヘッドエンドへ伝送する固定局を中心に、河川等の横断、離島への伝送など特定地点間を1対1に接続する無線局（P-P型：Point to point）として全国でおよそ30局が利用されているが、一方で、制度上可能となっている集合住宅等への伝送や住宅所在地への伝送等多数の地点へ同時に伝送する多方向型無線局（P-MP型：Point to Multi-point）については、システム構築に係る機器が高価であるため利用実績がない状況である。ただし、米国や韓国では、LMD S（Local Multi-point Distribution Service）として、ケーブルテレビのヘッドエンドから光ファイバ等を通じて基地局まで送られてきた多チャンネルの放送を加入者宅まで伝送する仕組みとして用いられているところである。

一方で、地上デジタル放送の再送信に関して、放送波が届かないと予測される三重県湯の山温泉郷や大分県佐伯市蒲江地区の屋形島の条件不利地域での無線を活用した実験を行うなど、地上デジタル放送の再送信におけるケーブルテレビと無線の利用の可能性について検討されているところである。

(5) IPTVの動向

近年、「IPTV」と呼ばれるサービスが登場してきている。広義ではIPネットワーク上で提供されるテレビジョン放送に類似した動画の配信がIPTVと呼ばれている。

このIPTVに該当するものとしては、我が国では電気通信役務利用放送の一つの形態として提供されているIPマルチキャスト放送が2002年7月に開始され、2007年1月現在、4事業者によりサービスが提供されている。このうち、2007年1月には、1事業者により、IPマルチキャスト方式による地上デジタル放送の再送信が開始されたところである。また、IPマルチキャスト放送を行っている電気通信役務利用放送事

業者は、VODサービスも提供しているが、VODは、現行制度上「通信」に分類されているが、IPネットワーク上で提供されていることから、IPTVの一つとして考えられることが一般的になっている。これらのIPマルチキャスト方式を採用しているサービスは、一般のオープンなIP網とは切り離され、帯域や伝送品質が管理されたネットワーク上で行われている。

これに対し、USENのGyaOや、Yahoo!のTVbankなどは、一般のオープンなIPネットワーク上でVODによる映像配信を行っており、また、iPodなどの携帯プレーヤー向けに動画のダウンロードを提供するサービスも登場している。コンテンツを自らインターネット上に配信したり、一般の利用者が動画投稿を行うYouTubeのようなサイトも出現しており、IPネットワーク上の映像配信サービスは大きな広がりを見せてきている。

こうした動きを受けて運用や技術に関してコンセンサスを得るべく国内外で関係者が検討を行う場を設置する動きも出てきており、国内では情報通信審議会第3次中間答申「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」（2006年8月）において、放送事業者と役務利用放送事業者の間でのIPマルチキャスト方式による再送信の運用・技術について意見交換を行う場の必要性が提言されており、これを受ける形で2006年10月、放送事業者、通信事業者、メーカーからなるIPTVフォーラムが設置された。このフォーラムには、IPマルチキャストWG、オンデマンドWG、PC配信WGの3つのWGが設置されており、地上デジタル放送の再送信に関する運用・技術の条件の他、VODやダウンロード型サービスについても関係者間の意見交換が行われているところである。また、放送事業者は電気通信役務利用放送事業者からの再送信同意申請を審査する審査会を2006年10月に設置している。

IPTVに関する国際的な動向に関して、国際標準化については、ITUにIPTVフォーカスグループが設置され、2006年7月に第1回、同年10月に第2回会合が開催されたところである。フォーカスグループでは、アーキテクチャ及び要求条件、QoS及びパフォーマンス、セキュリティ及びコンテンツ保護、ネットワーク及び制御、エンドシステム及び相互接続性、ミドルウェア、アプリケーション及びコンテンツプラットフォームなどの課題について検討が行われている。また、第2回会合ではIPTVについて以下の定義が合意された。すなわち、「IPTV」とは、「必要なレベルのQoS（サービス品質）、QoE（経験の品質）、セキュリティ、双方向性及び信頼性を提供するために管理されたIPベースのネットワーク上で配信される、テレビ、動画、音声、文字、画像、データ

等のマルチメディアサービス」である。

3 ケーブルテレビの変化の潮流

(1) 通信・放送のサービス提供

○ 放送サービスの提供

そもそも、有線テレビジョン放送は、1955年6月に、テレビ放送の弱電界地域となっていた群馬県伊香保温泉街で、NHKがテレビジョン放送の共同受信施設の実験を行い、良好な結果を得て実用に供したことに始まり、その後、弱電界地域となっている山間辺地における共同受信施設が相次いで設置されるようになった。1963年には、全国で初めて、岐阜県群上八幡テレビ共同聴視施設組合で自主放送が開始されるようになった。

当初、有線テレビジョン放送は、山間辺地において受信者の相互扶助的な運営によって自発的に行われてきていたが、その後、都市部においてもビル影等の難視聴地域における受信障害の解消として有線テレビジョン放送が唯一の手段となったことから、公益性を有する業務としてその規律を図るため、有線テレビジョン放送法が1972年に制定された。

その後、1987年には、初の難視聴対策ではない都市型のケーブルテレビが開局する等、大規模化、多チャンネル化が進展してきたものである。

また、2001年6月に電気通信役務利用放送法が制定されたことに伴い、電気通信事業者の設備を利用して放送を行う電気通信役務利用放送事業者としては、17事業者が登録を受け放送サービスを提供している(2006年11月末現在)。そのうちIPマルチキャスト方式を用いて放送を行っている事業者は4社あり、加入世帯数は約13万1千世帯で、チャンネル数はそれぞれ20チャンネルから40チャンネル提供している(2006年9月末現在)。加えて、2007年1月からは、1事業者において、地上デジタル放送の再送信が行われる予定である。

なお、衛星放送については、1996年6月からは、衛星デジタル多チャンネル放送が開始され、2006年10月現在、「スカイパーフェクTV!」の加入者は、371.1万件となっているところであり、放送されているテレビジョン放送としては191チャンネルとなっている(総務省調べ)。

【参考資料添付】

○ 専用役務等の提供

1985年に電気通信事業法(昭和59年法律第86号)が施行され、ケーブルテレビ事業者であるエルシーブイ(株)が水道メータの自動検針を行うために第一種電気通信事業者として許可を得た以降、B to B向

けのポイント・ツー・ポイントのデータ専用サービスを提供する事業者が1990年代に増加した。その後、通信サービスについては、一般家庭向けにインターネット接続を提供するものが増加した。

○ インターネット接続サービスの提供

1990年代から、インターネットが一般化し、1996年には、武蔵野三鷹ケーブルテレビ(株)がケーブルインターネットの商用サービスを開始した。高速・常時接続のブロードバンド・サービスの先駆けとして1998年頃から順次提供されてきたケーブルインターネット接続サービスは、2000年以降、ADSLと競争環境にあったが、ケーブルインターネットの安定性及び高速性から、ケーブルインターネット接続の加入者が増加し、ケーブルテレビ事業者の経営環境の向上にも寄与した。現在、ケーブルインターネットを実施する事業者数は、2006年3月末において377事業者、利用者数は330万加入を超えている。

ケーブルインターネットの加入率は、サービス開始が早いほど高くなっている一方で、集合住宅比率の高い都市部においては、解約率が13.7%(2003年度)から15.1%(2004年度)が高くなっていると同時に、解約率が上昇傾向にある(日本政策投資銀行調べ)など、他のADSLやFTTH等の事業者との競争が激しくなっていることが、その背景であると考えられる。

伝送速度については、ベストエフォートであるが、1990年代後半では300~500kbps程度であったが、ADSLとの競争の激化に伴い、1.5~2Mbpsクラスへ、更に8~10Mbpsクラスへ、と順次増速され、米DOCSIS2.0規格の登場に及んで120~160Mbpsまでの高速環境を実現するようになり現在に至っている。

【参考資料添付】

○ プライマリー電話サービス

ケーブルテレビ事業者によるプライマリー電話サービスについては、1997年に(株)ジュピターテレコム(J:COM)が杉並区で、(株)タイタス・コミュニケーションズ(タイタス。当時)が柏市で、それぞれ交換機を利用したプライマリー電話サービスを開始した。2005年に、KDDI(株)がケーブルテレビ事業者と提携し、「ケーブルプラス電話」のブランド名でプライマリーIP電話サービスを開始するに至っており、複数のケーブルテレビ事業者が同サービスを採用することとなり、ケーブルテレビ事業者の多くもトリプルプレイサービスを実現できることとなっている。

○ モバイル電話サービス

トリプルプレイサービスに移動体通信を加えた4つのサービスを提供することをクワドウルプルプレイ、グランドスラムプレイ等と呼び、これらサービスラインアップを揃えることを目標として、J:COMにおいては、(株)ウィルコムと連携して、実際にサービスの提供が始まっているところである。

○ VODサービス

VODサービスについては、ケーブルテレビ事業者では、2004年12月に(株)トーカイ・ブロードバンド・コミュニケーションズ(現会社名:(株)ビック東海)が、IP方式によるサービスを開始した。2005年1月には(株)ジュピターテレコム((株)ジェイコム東京)においてもTS方式によるVODサービスを開始し、現在ではグループ内の全局(19局)においてサービスを提供している。VODサービスを提供している事業者は徐々に増加傾向にあり、全国では30事業者によってサービスが提供されている(2007年1月現在)。

また、電気通信役務利用放送事業者のうちIPマルチキャスト方式により放送を行う4事業者においては全社でVODサービスが提供されており、多様な視聴者ニーズに応えるためのサービス展開を図っている。

米国においてもケーブルテレビ最大手であるコムキャストが映画のDVD発売と同時にVOD配信を行う試験サービスを開始した等VODサービスの本格的な普及が見込まれるとともに、我が国においても、無料・有料、オープン・クローズを問わずVODサービスが既に行われているところであるが、現在の我が国のレンタルビデオ市場が4000億円程度(2005年:ケーブルテレビ事業全体の規模と同程度)であることを踏まえても、一層のVODの普及が見込まれる。

○ DVRサービス

一部のケーブルテレビ事業者では、HDDを内蔵したSTBを付加料金により提供している。現在、このHDDを内蔵したSTBは2006年末の時点で約16.5万台が出荷されている。

(2) 双方向性を活用した地域との連携強化

ケーブルテレビ事業者は、地域密着型メディアとして、行政とも連携し、様々なサービスを提供してきたところである。これまでケーブルテレビは、以下のような公共的なサービスを行っているところである。

ケーブルテレビ事業者としては、他の通信・放送メディアとの差別化の観点から、公設公営型のケーブルテレビ事業者に限らず、MSO等の大規模な事業者においても、地域密着コンテンツを一層充実させたり、住民発信型のコンテンツは発信するなど地域との連携を深めているところである。

<医療・福祉>

- ・ 利用者が端末機を使用して血圧・脈拍等のデータを記録・保健センターに送信し、そのデータを保険師がチェックして健康アドバイスを返信するサービス。また、コミュニティチャンネルにおいて健康管理の推進・啓蒙番組を放送。

<防犯・防災>

- ・ ケーブルテレビネットワークと無線ICタグを利用し、児童の登下校時の位置情報を親に電子メールで提供するサービス。
- ・ 災害時等に、特定の加入者宅のSTBに接続した警告灯を点灯させるとともに、災害等情報を配信するサービス。
- ・ ケーブルテレビネットワークの上り回線で収集した消防署から火災情報を、各個のテレビに配信するサービス。

<行政サービス（公共施設利用情報等）>

- ・ ケーブルテレビネットワークで結ばれた教育センター・各学校間での双方向の遠隔授業、VOD方式による教材等の提供。
- ・ ケーブルテレビネットワークの上り回線を利用して収集した農業気象データ（気温、湿度等）を各戸のテレビに配信するサービス。
- ・ その他、インターネットホームページによる図書館の蔵書検索・貸出予約サービスや公共施設予約サービスなど。

【参考資料添付】

(3) 技術開発の状況

HFCの高度化としては、これまで、「双方向化」、「伝送速度の高速化」「伝送路における変調技術の進展」及び「上り帯域の拡大」のような点について、技術的な進展が図られてきた。

今後、伝送速度の高速化として、1チャンネル当たり30～40Mbps程度の現行のDOCSIS（Data Over Cable Service Interface Specifications）モデム仕様を拡張し、複数チャンネルを束ねて同時に使う「チャンネルボンディング」と呼ばれる技術を用い、上り下りともFTTH並みの120～160Mbpsから最大1.2Gbpsの速度を実現

するDOCSIS 3.0の技術の仕様が検討されている。

また、FTTHについては、これまで、「数百チャンネル一括伝送」、「長距離化」、「WDM (Wavelength Division Multiplexing : 波長多重) 技術」及び「FM一括変換技術」のような点について、技術的な進展が図られてきた。

今後、より安価なWDM方式及び無給電長距離伝送並びにIPによる全チャンネル伝送等の技術の検討が期待される。

(4) MSO、公設公営等経営体の状況

ケーブルテレビの運営主体については、自主放送を行う許可施設事業者のうち、2006年6月末現在、事業者(全532社)の割合について、営利法人と第三セクター等株式会社のもので61.3%、地方公共団体のもので26.5%となっているところ、加入者数の割合(全体約19,546千世帯)については、営利法人と第三セクター等株式会社のもので91.4%、地方公共団体のもので2.5%となっているなど、地方公共団体については、事業者数の割合に比して加入者数の割合が低いものとなっている。

また、MSOのマーケットシェアについては、2006年6月末現在、全体で46.5%となっており、「ケーブル年鑑」(2005年10月 サテマガ・ビー・アイ(有)発行(現:サテマガ・ビー・アイ(株)))によれば、総加入世帯数上位10社のうち、6社がMSOに属するケーブルテレビ事業者となっている。

○ MSO

従来、有線テレビジョン放送においては経済的制約及び道路占有、電柱共架等の物理的制約から事実上の地域独占性を有することを踏まえ、ケーブルテレビが地域社会特有の要望を充足することを期待する観点から、施設の設置の許可を受けるものは、施設の設置される区域に活動の基盤を有するものであることが望ましいとして事実上の指導(地元事業者要件)が行われてきた。また、有線テレビジョン放送の発達の経緯、地域における利用の実態等を考慮し、地域に密着したメディアとして、施設の設置区域については、基本的に一つの市町村の区域に限定されてきた。ただ、事業者の経営の効率化を図ることで、より充実したサービスが提供されることを期待する観点から、事業者が広域に事業展開を行うことを全面的に可能とするため、規制緩和策の一環として、1993年に、地元事業者要件が廃止され、また複数の市町村の区域を施設区域とすることが全面的に可能になった。

MSOは、1993年の規制緩和により地元事業者要件が廃止されたことを背景として進展し、都市部を中心に複数の地域の有線テレビジョン放送施設を所有・運営する統括運営会社として、商社・外国資本等の合弁により設立されたものである。MSOは、経営管理機能を有するほか、設備や番組の一括調達を行うなど、経営の効率化につながっている。

1995年1月には、MSOの新会社として伊藤忠商事(株)、(株)東芝、タイムワナー及びUSウエストが(株)タイタス・コミュニケーションズを設立。また、住友商事(株)と米TCIが(株)ジュピターテレコムを設立した。その後、2000年9月にこのMSO2社は経営統合が図られ、現在は、関東、北海道、関西、九州の各地域に多数の傘下局を持つ日本最大のMSOとなっている。現在、主なMSOとしては、(株)ジュピターテレコム、ジャパンケーブルネット(株)、ケーブルウエスト(株)及び(株)メディアッティ・コミュニケーションズがあるが、いずれも都市部を中心として広域的に事業を展開しており、現在においても、地域のケーブルテレビ事業者の経営権を取得するなど積極的に事業を拡大している。

【参考資料添付】

○ 公設公営型

公設公営型については、行政が地域の抱える課題をICTにより解決する有効な手段としてケーブルテレビを活用している事例が多く見られ、地域密着性を有効に発揮している面がある。一方で、地方公共団体自らが参入した事情としては、人口過疎地域等収益が見込めない地域であるため民間企業の参入が期待できず、情報格差等を是正する観点から地方公共団体が自らサービスを提供しているということがあるものと考えられる。公設公営ケーブルテレビを会員とする全国有線テレビ協議会会員92会員のうち、1001～3000世帯が47.8%を占めており、小規模な経営状況になっている。

そのため、経営の観点からは、ケーブルテレビの運営に係る地方公共団体の財政面の負担の課題等を抱えるとともに、これまでの投資が補助金等を活用したものとして投資回収・再投資を十分に念頭に置かない事業構造であったものが多く今後の地上デジタル放送対応に係る設備投資について、その財源の確保が問題になるものと考えられる。

【参考資料添付】

○ 事業者間連携

地域における複数のケーブルテレビ事業者が、各ネットワークを接続

して、デジタルヘッドエンドの共同利用やローカルコンテンツの相互活用等を進める動きが活発化している。形態としては、地域において隣接するケーブルテレビ事業者がネットワークを整備し連携を図っているもの（富山県、三重県等）、県の整備する広域ネットワークを利用して連携を図っているもの（佐賀県、大分県等）、電鉄会社、電力会社及びケーブルテレビ事業者が中心となり、ケーブルテレビ設備の運用コストの削減を図るため、デジタルヘッドエンドの共用、デジタル・コンテンツの大規模な配信、番組の共同購入等を実施しているもの（日本デジタル配信(株)、(株)東海デジタルネットワークセンター等）等がある。

【参考資料添付】

第2章 2015年のケーブルテレビの市場規模

(これらの変化の潮流等も踏まえつつ、2015年のケーブルテレビの市場規模がどのようになるかに関して委託している研究の成果等を挿入)

第3章 ケーブルテレビのあるべき姿に向けた課題と諸方策

1 ケーブルテレビの位置づけ

本研究会の設置の目的は、「ケーブルテレビを取り巻く環境は、ICT分野の急速な技術革新を背景とした、放送のデジタル化、ブロードバンド化の進展による通信事業者との競争の激化のほか、市町村合併の進展など、昨今著しく変化しており、対応すべき課題が顕在化しつつある状況にあります。こうした状況を踏まえ、2010年以降を見据えたケーブルテレビの在り方、今後の課題の整理及びケーブルテレビの発展に向けた総合的方策の議論を行うこと」とされている。

ここで、改めて、通信・放送に関する競争が激化し、かつ、様々な代替的・類似のメディアが存在している中、なぜ、ケーブルテレビにスポットを当てて議論したのか、まずは、ケーブルテレビに関する特性について確認する。

(1) ケーブルテレビの特性

ア) インフラからコンテンツまで提供する総合情報通信メディア

ケーブルテレビは、インフラからコンテンツまで、レイヤーごとに見た場合も上位から下位までを提供する総合情報通信メディアである。インフラ面について、一の事業者が施設区域において各家庭まで整備しネットワーク全体を運用しているのは、NTT以外では、ケーブルテレビだけであるとも言い得る。コンテンツ面においては、信頼性の高い「放送」であるコミュニティチャンネルとして、市町村単位の地域の事情を反映した、地域に密着したきめ細かな情報を提供することが可能である。

イ) 大容量・双方向の情報伝送を可能とするネットワーク

HFC（光ハイブリッド）やFTTHのネットワークは、広帯域のポテンシャルを有するネットワークである。

これは、放送の再送信において、地上、BS、CS放送及びそれらのデータ放送を含むフルサービスや、スーパーハイビジョンでの送信がポテンシャル的に可能である。また、再送信に限らず、ケーブルテレビが独自に制作するコミュニティチャンネルについて、大容量性を活かして複数放送することも可能である。さらに、双方向性を有し通信についても提供可能であり、単にインターネットの超高速接続が可能であるだけでなく、データ放送等の放送と効果的に連携させたサービスを提供することも可能である。いわば、ケーブルテレビは、通信・放送融合を他のインフラに先駆けて実現してきたメディアであると言える。

また、お茶の間の真ん中にあるテレビの近くにSTBが設置されることから、ホームゲートウェイ・センターサーバーとして、ホームネット

ワークの核としての機能を発揮することも可能である。個人情報保護に留意しつつも、一台のセットトップボックスで、一世帯のICTサービスの提供を可能とするとともに、ユビキタスネットワークの主翼を担うことも可能である。

ウ) 地域のニーズに基づき発生してきたメディア

そもそも、ケーブルテレビは、第1章3(1)でも触れたように、

- (i) テレビ放送開始当初に山間地域等電波の届かない地域でも視聴したいというニーズに基づき、地域住民が自主的に共聴組合を組織し共同受信アンテナを設置して視聴したことに始まり、それが全国的に広がったものであること。
- (ii) 自主放送についても、地域の時事や郷土史、身近な地域生活の問題を取り上げる社会教育番組、地域のニュース、学校からの連絡等を住民に放送したいという意欲に基づき、地域住民がボランティアで放送番組を制作したこと。

等から、歴史的に見ても、自然発生的に地域住民のニーズに基づき地域住民の自らの手で放送番組を制作してきた等、発祥からしても地域密着型のメディアである。

また、現在でも、設備の設置と保守、顧客に対するサービス体制など、事業を通じて培った人的なパスを通じて、地域住民のニーズを汲み取りやすい体制となっており、視聴者・利用者のニーズに応じた提供が可能である。

(2) ケーブルテレビの意義

これらの3つの特性を踏まえれば、ケーブルテレビとして、以下のような意義を有している。

- 大容量情報伝送を可能とするインフラを生かした、フルデジタル映像サービスを安定的に提供できること。
- 家庭内外の大容量ネットワークの構築によるユビキタスネットワーク社会の基盤が提供できること。
- 大容量ネットワークを通じて、ICTを活用した地域住民のニーズを踏まえ、通信か放送かを視聴者・利用者に意識させることなく、サービスを提供することが可能であること（また、地域に密着したサービスとして、人的な技術サポート等が可能であること。）。

2 2010年代（2015年）のケーブルテレビのあるべき姿

（1）2015年における我が国を取り巻く環境

現在、我が国においては、少子高齢化の急速な進展、地域間格差の顕在化、安心・安全神話の崩壊、経済活動の低迷等の社会問題が発生しているが、概ね10年後の我が国社会を展望すれば、あえて、これらの問題が克服され、我が国が豊かに凛々しく屹立しているようにしなければならない。

具体的には、10年後の我が国においては、種々の問題を克服するとともに、ICTの急速かつ着実な技術開発の恩恵を享受し、以下のような社会として発展しているものでなければならない。

すなわち、我が国は、

- 「オールデジタル化によるユビキタスネットワーク社会」
 - 「高齢者等を含め、誰もが元気に生活・社会参画できる社会」
 - 「コミュニティの再構築により各地域が元気に頑張っている社会」
 - 「国際競争力を確保し、経済が持続的に成長している社会」
- として発展していなければならない。

（2）ICTを活用した諸問題の解決

「IT新改革戦略」においても、21世紀に日本が世界に先駆けて直面する少子高齢化を支える医療、環境問題等に対応するため、遠隔医療の推進などICTによる医療の構造改革、オフィスや家庭のエネルギー管理・テレワークなどICTを活用した環境対策等に重点的に取り組むとともに、来るべきユビキタスネットワーク社会に向けた、デジタル・ディバイドのないインフラ整備等に重点的に取り組むこととされている。

この中で、今後重点的に取り組むICT政策として、以下の3つの政策群に取り組むこととしている。

<第一の政策群>

ICTの構造改革力を追求して、日本の社会が抱えるさまざまな課題解決をICTによって行おうとする政策として、「21世紀に日本が世界に先駆けて直面する課題をICTにより解決するための取り組み」、「安全で安心して暮らせる社会を実現するための取り組み」、「行政・企業・個人が効率的にかつ意義深く活動するための取り組み」を掲げているところである。

<第二の政策群>

ICTの構造改革力を支えるとともに、来るべきユビキタスネットワーク社会に向けた基盤の整備を行うための政策群である。この政策

として、「情報格差のないIT社会の構築とユビキタスネットワークの高度化に向けた取り組み」、「安心してITを使える環境の整備に向けた取り組み」、「IT社会を根底から支える人材の育成についての取り組み」、「IT社会を支える研究開発を我が国が先導するための取り組み」を掲げているところである。

<第三の政策群>

構造改革力の追求とそれを支える基盤の整備という2つの政策群を通じて達成される成果を、日本から世界へ発信するという国際貢献のための政策群である。この政策としては、「国際競争社会における日本のプレゼンスの向上のための取り組み」、「課題解決モデルの提供によるアジア等への貢献のための取り組み」を掲げているところである。

ICTの重要な役割を担うケーブルテレビとしても、「IT新改革戦略」に基づき、ICTを活用して、我が国が抱える諸問題の解決等に取り組むことが重要である。

(3) 2010年代のケーブルテレビのあるべき姿・役割

これらの10年後の我が国の社会に向けて、1(2)に掲げたケーブルテレビの意義及び2(2)に掲げた「IT新改革戦略」の趣旨を踏まえ、2010年代のケーブルテレビは、他のICTメディアと公正競争により切磋琢磨しながら健全に発達し、以下のようなあるべき姿・役割を果たすべきであると考えられる。

- ・ フルデジタル映像サービスの提供
- ・ ユビキタスネットワーク社会の基盤の提供
 - ー オールデジタル化された大容量の情報を安定的かつ良質に送受信することを可能とし、ユビキタスネットワーク社会の構築に貢献すること。
- ・ 地域密着サービスの提供
 - ー 条件不利地域も含めて整備されたネットワークを活用し、地域の問題を解決するサービスを提供し、人、地域ともに、元気に頑張ることが可能な社会の構築に貢献すること。
- ・ 国産技術の世界展開

- 「ICT国際競争力懇談会」において検討されているように、我が国において情報通信分野における国際競争力を強化することは重要であり、ケーブルテレビについても、特にFTTH技術等国际的に先行している技術分野について、国際競争力を確保し、我が国の持続的に成長可能な経済に貢献すること。特に、アナログ放送については、米国の主導の技術を取り入れていたが、デジタル放送においては、我が国が開発した技術を国際標準とするよう取り組むこと。

(4) ケーブルテレビの果たす具体的な役割

以下では、(3) で見た2010年代のケーブルテレビのあるべき姿・役割を踏まえ、具体的にどのようなサービス等が行われるべきかを検討する。

○ フルデジタル映像サービスの提供

・ 地上・BS・CSのデジタルHD再送信

映像配信に関する新たな符号化方式の利用及び伝送路における高効率伝送路符号化方式の導入が図られ、地上、BS及びCS放送のデジタルハイビジョン放送の再送信が行われる。

・ HDのVODの充実

ハイビジョン放送の再送信に関する技術の進展により、VODサービスの提供においても、ハイビジョンによるサービスが実現し、より高品質で多チャンネルのサービスが提供される。また、ケーブルテレビの過去の放送番組のFOD (Free On Demand) 化や、ネットワークDRの普及等により、視聴者・利用者が好きなときに、好きな場所で見られるEOD (Everything On Demand) サービスが提供される。

・ コミュニティチャンネルの高度化

地域のニーズに応じた的確かつきめ細かい、多様なデータ放送を含めた、HD化されたコミュニティチャンネルが提供される。また、アナログ停波後のケーブルの伝送容量の有効活用により複数のコミュニティチャンネルにおいて、多様な制作者によるコンテンツ発信や他事業者との番組の相互交換等により、過去のコミュニティチャンネルで放送された番組の二次利用も含め、様々なコンテンツが放送される。

○ ユビキタスネットワーク社会の基盤の提供

・ 超高速インターネット接続サービスの提供

ケーブルの伝送容量の有効活用や、HFCの施設を利用したDOCSISの適用(光ハイブリッド)やFTTHの導入により、技術的に超高速インターネット接続サービスが提供となるとともに、条件不利地域においても、超高速インターネット接続サービスが可能となる。

・ 事業展開に応じた柔軟なネットワークの構築

効率的なネットワーク構築や新サービス・IP技術への対応を図るため、NGN等の様々なネットワークとの連携だけでなく、移動体通

信との融合サービスの実現や、ギャップフィラーやWiMAXなどの無線システムの活用が行われる。

○ 「地域密着」サービスの提供

・ アプリケーションを含めたクインティプルプレーの提供

ケーブルテレビ網を活用して、「安全・安心」の確保等地域が抱える問題を解決するために必要となる様々なアプリケーションを提供する「クインティプルプレー」が普及する。誰もが、簡単にICTサービスを利用することができ、ICTの恩恵を享受できるようになる。

○ 国産技術の世界展開

・ ホームネットワークの中核的役割を担うSTBの普及

我が国で開発されたケーブルテレビに関する技術が国際標準となり国際競争力を確保する。

宅内情報化サービスの本格的な実現に向けて、我が国で開発された技術を活用したSTBがホームネットワークの中核設備となり、共通プラットフォーム化が進むことにより、多様な周辺機器接続が可能となる。

○ その他

・ 公正競争の促進による健全な発達

他業種との公正な競争により切磋琢磨し健全な発達をとげ、視聴者・利用者に対して、高度で充実したサービスを提供することが可能な経営体力を有する。

・ MSO化、広域連携の進展等「合従連衡」化

スケールメリットを活かした運営の効率化や先進的なサービスの提供が図られる。また、広域連携については、投資負担を最小限に留めるため、地域のケーブルテレビ事業者がデジタルヘッドエンドの共用化等を図ること等を目的として事業者間・広域間連携がますます進展していく。

・ 「1兆円産業」化

現在、ケーブルテレビは、通信・放送の市場規模20兆円のうち、0.4兆円となっているが、10年後には、公正競争下における健全な発達のもと、各種の新たなサービスの提供、国際競争力の確保等により、「1兆円産業」となる。

3 2010年までの当面の課題と諸方策

2で見たように、10年後のケーブルテレビのあるべき姿を実現するためには、5年後であり、かつ、「デジタル元年」と言われる2010年初頭までに、取り組むべき課題及びそれに対する諸方策について、検討する。

(1) フルデジタル映像サービス提供

① 地上デジタル放送の再送信への対応

○ ケーブルテレビの地上デジタル対応の着実な推進

ケーブルテレビの地上波放送の再送信メディアにおける役割と重要性を踏まえ、ケーブルテレビにおける地上デジタル放送対応を着実に遂行すべきである。

ケーブルテレビ事業者は、地上デジタル放送が開始される時期を踏まえ、地上デジタル放送対応のための施設整備等を着実に行うべきであり、また、国は、「ケーブルテレビによる地上デジタル放送対応ロードマップ」を定期的に更新するとともに、対応時期が決まっていないケーブルテレビ事業者に対して早期の対応を促すことが適当である。

具体的には、当該ロードマップの定期更新と公表の機会を捉え、総合通信局による対応時期が決まらない事業者に対してのフォローアップを行うことにより地上デジタル放送対応の着実な遂行を図り、複数の世帯が共同で受信アンテナを利用するなどの受信設備の延長線上にあるもののケーブルテレビの原点ともいえる難視聴解消対策用の共聴施設等の小規模な施設に対しては、放送事業者や関係業界等の協力を得つつ地方公共団体と連携し、施設管理者や受信者に焦点を当てて地上デジタル放送対応の必要性等についての周知広報を推進するべきである。また、IPマルチキャスト放送事業者においては、地上デジタル放送の補完措置として、著作権法（昭和45年法律第48号）の改正等がなされ環境整備が行われたところであり、地上デジタル放送の円滑な移行の観点から、地上放送事業者と連携して、地上デジタル放送の再送信を行うべきである。

○ 条件不利地域におけるケーブルテレビ施設の活用等

地上デジタル放送への全国移行を確実に達成する観点から、地上デジタル放送の全国展開における補完的伝送手段として、ケーブルテレビの活用について積極的に協力するべきである。

ケーブルテレビ事業者は、条件不利地域においても「地域情報通信基盤整備推進交付金」等を活用しながらインフラ整備を行うとともに、地上デジタル放送の中継局の全国整備が基本的にはデジタル放送局の

免許主体である放送事業者の責務であるという方針のもと行われているところ、地上放送事業者と連携しながら、大分県での実験結果等を踏まえ、条件不利地域におけるギャップフィラー放送局への伝送路の提供や、地方公共団体等によるギャップフィラー放送局の免許が可能となる場合には地方公共団体の委託を受けてギャップフィラー放送局の維持管理を行う等の活用方策を提供することが考えられる。

○ 地上デジタル放送の再送信に係る協議の促進

視聴者のデジタル化に対する期待にこたえる観点からも、地上デジタル放送の再送信に係る協議を進めるべきである。

これまで、ケーブルテレビ事業者は、再送信を行うことにより、難視聴地域解消のため大きな役割を果たしてきたところであるが、地上デジタル放送の円滑な普及に向けて、ケーブルテレビによる再送信は重要な役割を果たすと見込まれる。2006年8月に公表された総務省情報通信審議会第3次中間答申「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」においても、「2011年のアナログ放送停波・デジタル放送への全面移行の確実な実現、という当審議会の検討目的に鑑みれば、この目標期限までに、可能なあらゆる手段を介して、全ての視聴者にデジタル放送を送り届ける環境を整備することが不可欠である。こうした観点から、国、放送事業者その他の関係者は、電波で直接受信していたか否かを問わず、アナログ放送時における地上放送の視聴者は全て、地上放送がデジタル化された後も引き続き、アナログ放送時に視聴していた放送を視聴することを基本として、それぞれの役割を果たしていくべきである。」とされているところであり、2006年12月1日には全都道府県の県庁所在地において地上デジタル放送が開始され、ケーブルテレビの受信者からも地上デジタル放送を視聴することについての期待が高まっていることを踏まえ、ケーブルテレビによる地上波放送の再送信に当たっては、ケーブルテレビ事業者が放送事業者と再送信に係る同意について誠意をもって協議を行うことが重要である。国は、必要に応じて、ケーブルテレビ事業者と放送事業者の者の再送信同意の協議の促進を図るべきである。その際には、上述の答申にあるとおり、アナログ放送において視聴者の利益の保護について、十分に配慮する必要がある。

② 放送新サービス（CSデジタルハイビジョンなど）の再送信への対応

○ 放送新サービスの再送信の着実な対応

放送新サービスを提供する他事業者との協力関係の構築を前提とし

て、新サービスの提供を進めるべきである。

これまで、衛星放送の委託放送事業者のコンテンツをケーブルテレビで放送することにより視聴者数を増加させ、一方で、ケーブルテレビ事業者も衛星放送の委託放送事業者のコンテンツをケーブルテレビで放送することにより、多チャンネル化を実現してきたところである。

今後とも、CSデジタルハイビジョン等の放送新サービスのケーブルテレビにおける伝送等については、情報通信審議会情報通信技術分科会ケーブルテレビシステム委員会において必要な技術基準等の検討を行っており、検討が終了次第、ケーブルテレビ事業者は、円滑な導入が図れるよう積極的に民間の標準化を進めるべきである。また、サーバー型放送について、ケーブルテレビ事業者は、仕様が決まり次第サービス可能となるよう準備を進めるべきである。

具体的には、(社)日本CATV技術協会や日本ケーブル・ラボによる標準化の推進を図るとともに、必要な技術基準の改正を行うことが適当である。

○ アナログ放送停波後のケーブル内の空き帯域の有効活用

アナログ放送停波後のケーブル内の空き帯域の有効利用の観点から多チャンネル化を推進すべきである。

アナログ放送停波後、ケーブル内のアナログ放送で使用していた帯域が空き帯域となることから、電波利用システムとの両立性について十分な配慮のもと、その有効利用を図るため、ケーブルテレビ事業者は、事業の多様化等の検討を行うべきである。

○ ネットワークDVRへの対応

我が国におけるネットワークDVRの活用については、米国における状況を注視しつつ、サービス導入に係る制度上の問題点について検討すべきである。

家庭におけるデジタルビデオレコーダーの利用については、著作権法上私的利用となっているが、ネットワーク上のデジタルビデオレコーダーの活用については、我が国においてはサービスインの検討の途に着いたところである。米国においては既に導入されているところ、我が国においても、サービスに対するニーズが顕在化することが考えられるため、諸外国の状況等や著作権者の権利保護等を踏まえつつ、検討を開始すべきである。

なお、米国においては、一般視聴者が私的利用のためにテレビ番組や映画、音楽を録画・録音することは以前から著作権法上認められて

きたところであるが、ネットワークDVRサービスについては、コンテンツの料金を払っていない、あるいはコンテンツのライセンスを受けていない企業がコンテンツをコントロールできるようになってしまおうとして、放送事業者及びコンテンツ提供会社は、著作権法上の問題があると主張している。一方、ケーブルテレビ事業者側は、ネットワーク上の録画については視聴者の求めに応じて行われるものであり、家庭における私的利用のための録画と本質的に変わりがないため、著作権法上の問題は生じないと主張している。このような状況の下、2006年5月には、放送事業者と映画会社の一部が、ケーブルテレビ事業者であるCablevisionのネットワークDVRサービスに対して、著作権法に違反するとして訴訟を起こしたところである。

③ コミュニティチャンネルの充実

- コミュニティチャンネル等を活用したパイロットモデル事業の実施
ケーブルテレビ事業者は、地域に密着したメディアとして、その独自制作であるコミュニティチャンネルについて、地域のニーズを踏まえたデータ放送の導入、広域連携等による広告媒体としての価値向上等を通じて、高度化も踏まえた強化を図るよう努めるべきである。

ケーブルテレビ事業者においては、コミュニティチャンネルのデジタル化、データ放送の導入に取り組んでいるところもあるが、(社)日本ケーブルテレビ連盟は、各事業者で取り組んでいるコミュニティチャンネルの充実に関するベストプラクティスを収集し、他の事業者への水平展開を図るべきである。国は、これまで、「新世代ケーブルテレビ施設整備事業補助金」や「地域情報通信基盤整備推進交付金」等の支援措置を講じ、インフラ面の整備に注力してきたところであるが、今後は、「IT新改革戦略」にあるように、ICTにより諸課題を解決することにも注力すべきである。特に、「地域再生」、「再チャレンジ支援」や、「防災・地震対策」、「防犯」等の「安心・安全」といった地域が抱える社会的問題を、コミュニティチャンネル、データ放送だけでなくインターネット等も含めたICTの総合的な活用により主体的に解決を図ろうとする取組に関しては、現在のところ、通信・放送の要素技術の適正な組合せに係る応用技術、ビジネスモデルが十分には確立していないことから、国は、パイロットモデル事業として実用化を支援し、全国への伝播を促進する方策を講ずるべきである。

- コミュニティチャンネルのアーカイブ化の推進
コミュニティチャンネルについては、地域の世相、風俗等を反映し

た歴史的記録となる制作番組もあり、ケーブルテレビ事業者は、事業者間におけるコミュニティチャンネルの交換を活発に行うことができるようアーカイブ情報の提供等による共有化を推進するとともに、VODを含め他地域に発信できるよう、コミュニティチャンネルのアーカイブ化を推進するべきである。

コミュニティチャンネルについては、祭り等の地域文化を記録する地域発のコンテンツとして、当該地域において将来の歴史的資産として活用することが可能である。また、他のケーブルテレビ事業者と相互交換することによりケーブルテレビ事業者のコンテンツの充実につながるるとともに、地域間交流の深化に資するものである。さらに、VOD等インターネットを通じて、我が国の他地域や、ひいては諸外国に対して提供することによって、我が国の地域の文化を紹介し我が国全体の「ソフトパワー」の底上げ、強化につながるものである。

しかしながら、コミュニティチャンネルをアーカイブ化するためには、権利者の把握、権利処理の実施等、多大な時間と費用を要するものであり、ケーブルテレビ事業者の自主的な取組にのみ任せていた場合には、アーカイブ化が進まない、又は実施されない可能性が高い。そのため、国は、アーカイブ化に係るインセンティブを付与するため、財政的支援を行うことが適当である。

○ 住民参加型のパブリックアクセスチャンネルの導入の検討

コミュニティチャンネルの充実策の一つであるパブリックアクセスチャンネルの普及など、地域密着型情報のさらなる充実策を検討すべきである。

コミュニティチャンネルについて、そのコンテンツ充実策の一つとして、米国等では「パブリックアクセスチャンネル」の取組が広く行われている。我が国においては、その放送番組の編集責任はあくまでケーブルテレビ事業者側にあるため、パブリックアクセスチャンネル制度が存在する米国とは事情が異なる。米国においては、フランチャイズ当局が、ケーブルテレビ事業者に対し、チャンネル容量の一部を公共用、教育用または行政用として指定し又は使用することを要求することができることとされている。この公共用、教育用又は行政用のチャンネル（以下「PEGチャンネル」という。）については、わいせつな内容の素材を含まない限り、ケーブル事業者は刑事上及び民事上の責任を負わないこととされており、放送されたPEGチャンネルの番組に対する民事上及び刑事上の責任は個々の番組提供者が負うこととなる。

このような制度を我が国に導入しようとする場合、制度面のみならず具体的な運用体制についても十分配慮して検討を行う必要があると思われる。しかしながら、米国において、この制度がどの程度利用され、社会的にどの程度高い評価を得ているか、わいせつな内容はケーブルテレビ側がチェックの責任を負うとなっているが具体的にどのような運用体制となっているか、「わいせつな内容」とは具体的に何を指すのか等、本制度を実際に運営する上での論点・問題については、我が国において必ずしも十分な情報の蓄積がなされていない。

そのため、まずは、パブリックアクセスチャンネル等の公共的なチャンネル提供が進展している米国等のケーブルテレビ事業者における実体及びパブリックアクセスチャンネル等に係る制度の運用状況について調査を行い、その調査を踏まえ検討を行い、その検討結果を踏まえて、制度改正を行うことが適当である。

④ VOD等の映像伝送サービスのコンテンツ規律の在り方

インターネット上での映像配信等いわゆるVODサービスについては、「通信」サービスに該当するという整理がされているところであるが、今後、より「放送」に近い社会的影響力をもったサービスが実用化された場合、そのような通信・放送の境界領域に位置するサービスに対する規律をどのように考えるかについては、通信・放送法制全体の重要な課題である。

実際に、我が国においても、Gyao等により、開放型のインターネットにおいて、VODが提供されているが、例えば、Gyaoの視聴登録者数が約1,200万(2006年10月31日時点)(出典:(株)USEN 11月20日付ニュースリリース「ブロードバンド事業及び映像・コンテンツ事業の進捗状況について」)になる等、その利用者は増加しているなど、視聴者の数等から見た社会的影響力も大きなものとなっていると言える。

番組提供者が送信のタイミングを決定する形態(以下、「リニア」)の映像コンテンツ配信サービスに関する諸外国の規律の在り方は、国により様々である。例えば、米国においては開放型のインターネットにおけるVODサービスについては放送としての規律が課されない一方、閉域網で行われる映像配信サービスについては、リニア・ノンリニアにかかわらずケーブルテレビと同様の規律が課せられる。また、欧州連合(EU)においては、2005年12月に欧州委員会が発表した「国境なきテレビ指令」改正案(欧州議会及び欧州理事会に提出)により、現行の

「放送」にリニアのVODサービスを加えたものを、「リニア視聴覚サービス」、すなわち「テレビ放送」と位置づけ、重要イベントへのアクセス、欧州製番組比率規制、広告規制、ポルノ・暴力番組規制、反論権等のコンテンツ規律を加盟国において課す方向性を打ち出している。また、韓国においては、2006年1月から、放送委員会において、IPTVをはじめとする融合サービスの規制などの在り方について検討が行われているところである。このように、リニアの映像コンテンツ配信サービスについては、各国によりその取扱いは様々であり、また規律の在り方について現在検討がなされている国も多い。

我が国においても、次々と新しい映像配信サービスが提供される中、映像配信サービスに対する規律の在り方については各国により様々であることを踏まえ、我が国における規律の在り方については、各国の政策動向や実態を注視しつつ、通信・放送の融合・連携に対応した法体系の検討の中で必要に応じて議論を行うことが適当である。

(2) ユビキタスネットワーク社会の基盤の提供

① インターネット接続サービスのさらなる高速化

ケーブルテレビのインターネット接続サービスの高速化に向け、HFCの高速化技術の実用化や、NGN (Next Generation Network) 活用の検討、FTTHや無線などを組み合わせた合理的なネットワーク構築手法の検討を行うべきである。

○ 技術開発による高速化

ケーブルテレビ事業者は、ケーブルテレビのインターネット接続サービスの高度化に向け、HFCにおいては、小セル化（ノード当たりの端子数を減少し、加入者当たりの伝送速度を向上させるもの）及び新技術（c. LINK、DOCSIS 3.0、伝送路の多値化、伝送路の広帯域化等）の検討を行い、加えてNGN、FTTH及び無線システムの活用を組み合わせたネットワークの構築に関する検討を行うべきである。

また、国は、国際競争力の確保及びイノベーションの促進の観点から、ケーブルテレビの技術の標準化市場が競争状況になっていることから、事業者による種々のインターフェイスを有するネットワークの相互接続に関する実証実験を支援し、国際標準化に積極的にアピールしていくべきである。

なお、NGNについては、IPをベースに、音声、映像やデータ等の広範なマルチメディアサービスを提供する次世代のネットワークであり、NTTでは、本格サービス開始に向けた技術確認とトライアルユーザからの要望把握を目的とし、2006年12月から約1年間の計画でフィールドトライアルを実施している。ケーブルテレビ事業者においても、インターネットアクセスや映像配信市場におけるNGNとの接続が必要となるものと考えられるが、NGNの詳細なインターフェイス条件が現在のところ未検討であることから、ITU-Tでの検討や国内での取組状況について、引き続き注視すべきである。

○ ロードマップ等の策定による全国的な高度化・高速化の推進

施設の高度化・高速化に関する目標・ロードマップの設定を行うべきである。

ケーブルテレビ事業者の中には、今後の施設の高度化・高速化に関する目標を有していないところがあるとの指摘がある。ケーブルテレビ・インターネットは、ブロードバンド・サービス提供の重要な役割を占めるものであり、国としては、「次世代ブロードバンド戦略20

10」において示されているとおり、2010年度までにブロードバンド・ゼロ地域の解消及び超高速ブロードバンド（上り下りともに30Mbps級以上の回線）の目標達成を図るため、(社)日本ケーブルテレビ連盟と連携するなどして、ケーブルテレビの高度化・高速化の観点を考慮したブロードバンド整備に係るロードマップの作成等、整備に向けた取組を進めるべきである。また、ケーブルテレビ事業者としても、他のインフラを整備する主体であるNTTが2004年11月に中期経営戦略において、「2010年までに3000万のユーザーが光アクセスと次世代ネットワークを利用できるようにする」と今後のFTTHに対する構想を掲げたことを踏まえ、ケーブルテレビ事業者としては、自らの施設の高度化・高速化の目標を掲げる等の必要性を改めて認識するとともに、我が国のインフラ整備に関する健全な競争環境の構築に資することが望ましい。

② 情報格差の是正・条件不利地域への普及

地上デジタル放送の難視聴地域解消や、ブロードバンド環境の提供手段として、ケーブルテレビの条件不利地域への普及策を推進すべきである。

ケーブルテレビは地上デジタル放送の再送信のみならず、ブロードバンド環境の提供も可能なメディアであり、情報格差是正の手段として普及が望まれているところ、国は、「次世代ブロードバンド戦略2010」を踏まえ、ブロードバンド・サービスが提供されていない条件不利地域へのケーブルテレビ施設を含めたブロードバンドの整備に対し、財政・金融・税制上の支援を行うとともに、地方公共団体が自己設置する光ファイバ網の民間開放による効率的な整備を推進することが適当である。

③ IP映像サービスに係る標準化等

IP映像サービスの標準化作業が行われる際に、ケーブルテレビとして積極的に参加し、HFCにおけるIP映像サービスの提供や、STB機能の他メディアとの共用などを図るべきである。

IP映像サービスに対応するため、既存のHFCの高度化として伝送に関する新技術（c. LINK、DOCSIS 3.0、多値化、伝送路の広帯域化等）によるネットワークの構築等の検討を行い、また、多様なアプリケーションに対して迅速に対応又は提供する環境を整えるため、次世代STBの形態を見据えながら、多くのケーブルテレビ事業者で使用可能な共通プラットフォームの仕様化及び実用化等に関する検討を行い、これらの検討結果をIP映像サービスの標準化作業が行われる際に、

ケーブルテレビ事業者は、積極的に提言すべきである。

④ 無線の有効活用等柔軟なネットワークの構築

ケーブルテレビ事業者は、効率的なネットワークの構築や新サービスの提供を図るためのケーブルテレビの伝送に適した無線技術の利用の可能性について、検討を行うべきである。

ケーブルテレビ事業者によるインターネット接続に関して無線を利用する場合には、電気通信業務用無線局免許を取得して提供することが現在でも可能であり、今後、無線タグによる子供見守りシステムや家庭内での無線LANによるホームネットワークの提供等様々な場面での利用が想定されるところ、ケーブルテレビの付加価値を高めていくためにも、無線の有効利用は重要であると考えられる。

また、ケーブル事業者が無線を柔軟にフル活用してサービスを提供するに当たっては、有線テレビジョン放送という制度自体を含め整理を行う必要があるが、将来的に、伝送路の設備に関する規律と放送番組のコンテンツに関する規律を別に定めるいわゆる「ハード」、「ソフト」の分離による新しい法体系が構築されることとなれば、ケーブル事業者による独自コンテンツの「コミュニティテレビジョン放送」等が可能となる可能性もある。

○ 「地域密着」サービスの提供

① 地域の活性化等に貢献するサービスの提供

○ 地域の事情を踏まえたICTサービスの提供

ICTにより地域が抱える問題を解決するため、ICTを活用した安心・安全サービス、遠隔教育・遠隔医療サービスの提供等、ケーブルテレビの公共利用の推進を図るべきである。また、自主放送設備のデジタル化を図ることにより、データ通信や双方向サービスなどを可能とするほか、自治体と連携を図り、行政情報や防災情報などの提供を活用したサービスの充実を図るべきである。

国は、これまでインフラ面における支援を行ってきたところであるが、今後は、通信と放送の両方を活用して、高齢者人口率が高い地域における高齢者が元気に社会参画できるような「地域再生」、「再チャレンジ支援」に関する取組や、地震が多い地域における地震予測速報を活用したホームネットワークの住宅セキュリティシステム（火災予防等）や電子タグやセンサーを利用した地域見守りシステム等「安心・安全」の確保に係る取組に対して、ユーザーインターフェイスに十分配慮したものをパイロットモデル事業として支援し、全国への伝播を促進する方策も講ずるべきである。これらのサービスについては、公共性・公益性があるものの、採算性の問題から、ケーブルテレビ事業者による導入が困難な状況にあることから、国としては、実用化の推進に資するパイロットモデル事業として支援する必要がある。

○ 地域住民とのヒューマン・コミュニケーションの充実等による地域の活性化等への貢献

ケーブルテレビ事業者が有する地域住民へのサポートや、地域住民参加型のコンテンツを充実させることにより、地域住民との連携を図るべきである。

ケーブルテレビ事業者は、地域に根ざした営業体制・アフターサービスについては、地域密着の一つの側面であり、引き続き、その重要性を認識すべきである。また、(株)中海テレビのように、地域・住民との協働によりコミュニティチャンネルを制作しているところがあるが、このような住民参加型のコンテンツを制作することにより、地域コミュニティの育成、住民の自らが居住する地域への関心の醸成、情報リテラシーの向上に資する効果が期待でき、また、経営の面からも、地域住民の加入者増に資する面もあり、ケーブルテレビ事業者は、住民と協働して制作するコンテンツの充実についても検討するべきである。

② シナジー効果が期待される他の地域メディアとの連携

地域情報発信の多様化・活性化を促進する観点から、ケーブルテレビと、事業者・地域住民の双方にとってシナジー効果の発揮が期待される他の地域メディアとの連携を図れるようにしていくべきである。

その一例としては、ケーブルテレビと同じく市町村等の地域に密着した情報を扱うコミュニティ放送局（市町村の一部地域を放送対象地域とした超短波放送（FM））との連携が想定されるところ、現在、有線テレビジョン放送事業者とコミュニティ放送局事業者との兼営については、有線テレビジョン放送法審査基準及び電波法関係審査基準において、原則禁止であるが、他に参入する者の見込がないこと、地域の強い要望がある場合には有線テレビジョン放送事業者の参入を認めるという規制とされている。2007年1月現在、2社がケーブルテレビとコミュニティ放送局を兼業しており、また、23の有線テレビジョン放送事業者が26のコミュニティ放送局事業者に出資しているところである。今後、国は、具体的な問題点やニーズがあるか等を調査した上で、必要に応じ、両審査基準を見直すことを含め検討することが適当である。

(3) 国産技術の世界展開

① ホームネットワークの中核設備としてのSTBの共通プラットフォーム化

宅内情報化サービス実現に向けた環境整備の観点から、ホームネットワークの中核設備としてのSTBの高度化や、柔軟なサービス提供等を図るための次世代STB技術の共通プラットフォーム化を推進するとともに、ケーブルテレビと宅内ネットワーク（PLC、c. Link、HomePNA、無線LANなど）を組み合わせた効果的なシステム開発やサービス提供を実現すべきである。また、新しいサービスを速やかに展開するためにも、業界共用CASの導入を図るべきである。

ケーブルテレビ事業者は、宅内情報化サービスの実現に向けた環境整備として、STBがホームネットワークの中核設備となり、多様な周辺機器接続が可能となるよう、次世代STBの仕様化及び実用化等に関する開発、TBと宅内ネットワークを組み合わせ、多様なサービス提供が可能となるよう、効果的なシステム等に関する検討を行うことが適当である。また、ケーブルテレビ事業者は、今後、一定のハード上で、チューナー、コーデック、CAS等をすべてソフトで実現するSTB等の検討を行う。

国は、国際競争力の確保及びイノベーションの促進の観点から、事業者によるホームネットワークに関する相互接続等に関する実証実験に対する支援を行い、その成果を国際標準となるよう国際機関に対して積極的に関与するべきである。

② FTTHによるケーブルテレビの国際標準化

FTTHは技術面・サービス面で日本が国際的にも先行しており、国際標準化を通じて国産技術の世界展開を図るべきである。

FTTHベースのCATVの普及が進んでいるのは世界的にも日本のみであることから、ケーブルテレビ事業者は、我が国において積極的に研究開発を行い、これらの成果等の国際標準化の実現により、国産技術の世界展開を図るべきである。

③ ケーブルテレビ設備の製造を行う国内メーカーの技術力の維持

ケーブルテレビの高度化に資する研究開発の抜本的強化を図るべきである。

先行しているFTTHのケーブルテレビ関連の製品、特許等を始めとして、ケーブルテレビ事業に関する研究開発の強化を図り、国際競争力を高める検討が必要である。

具体的には、国内メーカーの技術力を維持するため、収益の確保策（例えば海外市場への参入サポートなど）を検討すべきである。また、新たな市場及び収益を確保するため、海外市場へのサービスを見据えた事業展開を検討することが適当である。

(4) その他

① 競争的、弾力的事業展開に係る環境の整備

許認可手続の簡素化等により、事業者が弾力的に事業展開を図れるような環境整備を検討すべきである。

これまで、国は、ケーブルテレビ事業者が弾力的に事業展開を行えるよう、外資規制の緩和・撤廃、合併・分割等の場合の手続の簡素化、電気通信役務利用放送法の策定等、必要に応じて規律の見直しを行ってきたところであり、現在では、MSOに統括される事業者のマーケットシェアが拡大する等、事業者のニーズに応じて弾力的に事業を展開することが可能となっている。

今後とも、公正な競争環境のもと、ケーブルテレビ事業が健全に発達し、視聴者・利用者の利便性の増進に資するよう必要な環境整備を行うべきである。ケーブルテレビの中でも、有線テレビジョン放送事業者と電気通信役務利用放送事業者の規律の相違について、イコール・フィッティングの観点から、各規定の趣旨の妥当性を踏まえつつ、検討した一方で、長期的には、通信・放送の融合・連携に対応した法体系の検討の中で、議論を行うことが適当である。また、インフラを整備する他の事業者との競争環境上のイコール・フィッティングを図ることも重要である。

○ マスメディア集中排除原則の見直し

マスメディア集中排除原則については、有線テレビジョン放送事業者は、一般放送事業者に関する規制が存在し、原則禁止・例外容認というものとなっている一方、有線電気通信役務利用放送事業者は、放送対象地域における地上放送事業者は一切参入することができないこととなっている。

このマスメディア集中排除原則については、「放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保する必要」という趣旨に基づくものであるが、情報通信審議会第2次中間答申（2005年7月）において、「2011年全面移行の確実な実現を図る観点からは、IPインフラを用いて放送を行う主体に関する制約を緩和することにより、送信に携わる関係者が採り得る選択肢を可能な限り拡大しておくことが望ましく、地上放送事業者が自ら役務放送事業者として登録し得る制度環境を整備する方向で、早急に着手し、2005年度内には結論を得るべき」とされているところ、FTTHの普及状況等にかんがみれば、有線電気通信役務利用放送事業者に対してのみ厳しい規律を課すとする必要性は制度設立当初に比べて減じたものと考えられ、

また、両者の規制の均衡を図る観点から、いずれも、原則禁止・例外容認という規制を講ずることが適当である。

また、地方公共団体の出資等に関する規律についても、有線テレビジョン放送には規律が課されているものの、有線電気通信役務利用放送については何らの規制も課されていない。その一方で、有線テレビジョン放送においては、実態として出資又は自ら設置している者も多く存在しており、これまでに、行政が直接間接の主体であることに対して、有線テレビジョン放送の言論報道機関としての自主性・中立性が著しく阻害された事例については、報告されていないことを勘案すれば、地方公共団体の出資等に関する規制を緩和することが適当である。今後は、出資等に関する規制を緩和するものの、有線テレビジョン放送事業者が自主的に、有線テレビジョン放送に係る番組審議機関において、これまで以上に真摯に審査すべきものであることを付言する。

○ 施設区域の基準の見直し

施設区域については、有線テレビジョン放送施設者については、一旦整備された事業者には事実上自然独占性が働き人口集中部のみ整備すると、その後相対的な人口過疎部については参入することが事実上不可能となることから、有線テレビジョン放送事業者の難視聴地域における社会的役割等を勘案して、行政区域全体に対して整備することが、有線テレビジョン放送法審査基準において規律が課されている。一方、電気通信役務利用放送事業者については、有線テレビジョン放送法の規制緩和策として講じられたものであること、及び再送信ではなく自主放送を中心としたモアチャンネル的な放送であることが前提であることから、行政区域における業務提供に関する特段の義務的な規制はない。しかしながら、電気通信役務利用放送事業者についても、著作権法の改正が行われる等、難視聴地域における放送の再送信プレーヤーとしての役割も必要とされていることから、難視聴地域も併せて事業を提供する規制を課すべきとの意見があるとともに、電気通信役務利用放送事業について、施設区域に関する規制を設けない場合、いわばクリームスキミングとして人口集中部のみ参入し、過疎地域での業務提供が行われず、結果として、有線テレビジョン放送事業者の事業展開が困難になるおそれがあることを懸念する意見もある。

ここで、有線テレビジョン放送事業者と有線電気通信役務利用放送事業者の公正競争条件の確保を図る観点から、施設区域に関する基準の均衡を図ろうとする場合、仮に、有線テレビジョン放送施設者に係

る行政区域全般整備に関する規制を緩和しようとするれば、条件不利地域における整備がなされなくなるおそれもあり、一層のデジタル・ディバイドが発生する可能性があること、一方で、有線電気通信役務利用放送事業者に対して参入しようとする行政区域全般に対して業務を提供する規律を課すこととなれば、当該事業者の投資・経営戦略にも大きく影響を及ぼすことが考えられることから、当面は、懸念の背景である有線電気通信役務利用放送事業者に関するクリームスキミングと捉まえられるかどうか等実態を注視し、その後、その状況を踏まえ、必要な措置を検討することが適当であると考えられる。

○ 参入・退出に当たっての規律の見直し

有線テレビジョン放送設置に関する規律については、施設面の規制として許可制が取られ業務面の規制としては届出制となっている。一方、有線電気通信役務利用放送事業者については、ソフト・ハード分離がなされていることから業務面のみの規律であり、許可制ではなく、放送事業者としての一定の適格性を判断する必要から登録制がとられている。これらについては、規律する対象、範囲等が異なっていることから、規律に差異が存在するものであり、単純に比較することはできないが、両者間のイコール・フィッティングを図る必要性もあることから、今後、通信と放送の融合体系の検討状況を見つつ、引き続き、検討を行うことが適当である。

また、有線テレビジョン放送施設設置者が合併等を行う場合は、総務大臣の認可が必要であるが、電気通信役務利用放送事業者の場合には、事後届出となっている。退出時等についても、今後、通信と放送の融合体系の検討状況を見つつ、参入の際との規律との整合性を図る規律を検討することが適当である。

○ 著作権法上のイコール・フィッティングの確保

放送の法体系上、電気通信役務利用放送は「放送」の一種であるにもかかわらず、電気通信役務利用放送のうち、IPマルチキャストを用いたものについては著作権法上「通信」と解釈され、権利処理の際に不利に扱われている。IPマルチキャスト放送と従来型ケーブルテレビとのイコールフィッティングの確保の観点から、IPマルチキャスト放送についても、従来型のケーブルテレビと同様、著作権法上有線放送として扱われるようにすべきである。

この問題に関しては、2006年8月に、文化審議会著作権分科会において、地上放送のIPマルチキャスト放送による再送信部分につ

いては、「有線放送」と同様の取扱いとするよう報告書が発表されており、第165回国会において、IPマルチキャストを用いた放送対象地域内の地上波放送の再送信については、著作権法の一部を改正する法律が成立したことにより、著作権法上「有線放送」と同様の取扱いとされたところである。一方、IPマルチキャスト放送による自主放送については、依然として著作権法上自動公衆送信とされているところ、同報告書において、引き続き検討を行った上で結論を得るとされている。

総務省においては、2006年9月から、情報通信審議会の下に「デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」が設けられ、IPマルチキャスト放送による「自主放送」の著作権法上の取扱いについて検討を行っているところであり、当該検討委員会における検討の結果を踏まえ、関係省庁間の連携の下、速やかな検討を行い、必要な措置を講ずるべきである。

○ 有線テレビジョン放送施設の電柱・管路等への共架に関する公正競争条件の確保

電柱や管路等を保有する公益事業者がケーブルテレビ事業に出資等の形で参入する状況が増えているが、電柱や管路等の利用に当たって、出資している関係会社とそれ以外の者で不合理な取扱いが発生するとすれば、競争政策の観点からも看過できないものと考えられる。

国としては、これまでに苦情等の発生件数として公式に把握しているものはないが、今後状況を注視し、実態等に応じて、必要な場合には、公正競争条件の確保に関するルールを検討する。

○ 無線利用に関するイコール・フィッティングの確保

集合住宅等への伝送や住宅所在地への伝送等多数の地点へ同時に伝送する多方向型無線局（P-MP型：Point to Multi-point）については、制度上可能であるものの、システム構築に係る機器が高価であるため利用実績がない状況である。配線協議が不調に終わった場合や電気通信事業者が整備した通信ケーブル以外に管路に敷設する余裕のない集合住宅等におけるケーブルテレビによる無線利用については、電気通信事業者の設備を利用することによりサービスを提供することができる電気通信役務利用放送事業者とのコンテストブルな競争環境の整備及び住民の選択機会の拡大の観点からも重要であり、また、今後の技術革新による機器の低廉化等により、導入も見込まれるところである。

今後の導入状況及び「有線テレビジョン放送」の意義等通信・放送の融合・連携に対応した法体系の検討等を踏まえた制度面の検討を踏まえ、電気通信役務利用放送とのイコール・フィッティングの観点から、電気通信役務利用放送について、人工衛星に開設する無線局を用いないで行うものに対する規律についても、併せて検討すべきである。

② 事業規模の拡大・アライアンスの推進

ヘッドエンド共用にとどまらない事業者間連携の推進について検討すべきである。

○ 事業者同士の合併

事業者間同士の合併については、規制面からは、1999年6月の有線テレビジョン放送法の改正により、合併・分割等の場合の手続を簡素化しているところである。

一方で、地方公共団体が「新世代ケーブルテレビ施設整備事業補助金」を活用して設置した有線テレビジョン放送施設について、現在、企業合併や市町村合併等により、整備した事業者が消滅する場合には、補助金適正化法上特段の手続は不要であるが、市町村や企業が合併によらず存続したまま経営上の問題等から他のケーブルテレビ事業者に譲渡する場合には、補助金適正化法上総務大臣の承認が必要となっているが、旧事業者が提供していたサービスが施設を譲受する事業者において引き続き実施される場合には、届出とする改正を検討すべきである。

○ 事業者同士の連携

一部のケーブルテレビ事業者において、コンテンツの共同購入や共同購入や共同広告営業などの連携や、事業者間でネットワークを接続してコミュニティチャンネルを相互交換する等の取組が行われており、ケーブルテレビ事業者は、主体的にこれらの取組について検討すべきである。

ケーブルテレビ事業者同士の放送分野における接続に係る規定としては、有線テレビジョン放送法第9条において、施設の提供義務が課されており、いわばチャンネルリースの開放義務が課されているところであるが、今後のコンテンツの相互流通等事業連携の促進を図る観点から、改めて、チャンネルリースの制度の周知等を行い、コンテンツの相互流通の充実等を図るべきである。また、国は、単独の中小企業規模のケーブルテレビ事業者ではサービスを提供することが困

難なプライマリー電話サービスの提供を複数の事業者が連携して提供することを可能とするとともに、事業者間相互の接続によるコンテンツの相互交換等ネットワーク化を支援するべきである。

○ 小規模なケーブルテレビ事業者に関する経営手法の選択肢の確保

小規模なケーブルテレビ事業者の中には、条件不利地域において、市場原理のみでは参入が期待できないため、情報格差の一層の拡大を阻止する観点から、地方公共団体が自ら参入し運営しているところがある。一方で、財務手法としては、国庫補助金や当該市町村からの財政支援により行われている場合が多いが、今後の地方公共団体の財政状況、デジタル化投資の負担の問題から、デジタル化等の対応ができなくなるのではないかとといった問題がある。どのような経営形態を取るかは、出資者等ステークホルダーの考えによるものであるが、特に、公設公営型の小規模なケーブルテレビ事業者については、単に地上放送の再送信を行うのみならず、当該地域における唯一のブロードバンド・サービスを提供し得る者でもあることから、当該事業者が廃業、撤退した場合には、ブロードバンド・サービスも提供されなくなり、当該地域における情報格差が一層拡大するおそれがあり、視聴者・利用者の利益の保護を考えることが重要である。

この場合、公設公営型のケーブルテレビ事業者等小規模な事業者については、長期的・継続的な事業展開に資する面からも、指定管理者制度やPFIを導入し、経営体力を増強することも一方策として考えられるところであり、現在でも、指定管理者制度を活用しているところがある。国としては、改めて、指定管理者に有線テレビジョン放送施設を管理させる場合の論点（ア）IRU、電気通信役務利用放送制度と指定管理者制度との相違、イ）番組審議機関等番組編集責任主体の明確化、ウ）所有権の移転等）について整理し、必要に応じて、ガイドラインを作成し、地方公共団体が柔軟に選択できるような環境整備を行うことが適当である。

また、国としては、他のケーブルテレビ事業者との合従連衡の円滑化に資する環境整備を図るため、「地域情報通信基盤整備推進交付金」等を活用した合従連衡に係るシステム導入費・改修費等に係る支援策を講ずるべきである。また、なお様々な経営健全に資する方策を行ったとしても事業展開できなくなる場合が多発する事態に備え、条件不利地域かつ難視聴地域等地上テレビジョン放送の再送信等の他の代替手段がない地域において、ケーブルテレビ事業者が廃業等の場合の経営再生に係る公的措置の必要性、実現可能性、スキーム等について検

討することが適当である。

③ 他業態とのアライアンスの推進

他事業者とのアライアンスによるMVNO（Mobile Virtual Network Operator）やFMC（Fixed Mobile Convergence）サービスの提供や、コンテンツ供給事業者との連携強化などを検討すべきである。また、プライマリーIP電話サービスの提供についても、小規模なケーブルテレビ事業者における利用も考慮した取組を促進すべきである。

一部の事業者において、携帯電話事業者との連携によるFMCサービスの提供が行われており、この他にも、ケーブルテレビのインフラを活用した他事業者との連携サービスが多数検討されている。他事業者とのアライアンスにより、新サービスの速やかな提供や、コストの低減、収益の多様化などにつながるものと考えられ、ケーブルテレビ事業者は、自社の経営戦略等を踏まえて、積極的に検討すべきである。

一方で、条件不利地域等においては、単独のケーブルテレビ事業者では、採算性や技術力の面から、他業態とのアライアンスに関する事業展開が困難となり、結果的に当該住民の情報格差が一層拡大するおそれがあることから、国は、他のケーブルテレビ事業者との合従連衡によるサービス提供が可能となるよう、「地域情報通信基盤整備推進交付金」等を活用した合従連衡に係るシステム導入費・改修費等に係る支援策を講ずるべきである。

④ プラットフォームビジネスを含むB to Bサービスへの取組

個人向けサービスに加え、法人向けサービスの提供による収益構造の強化を図るべきである。

現在、ケーブルテレビは、個人向けに放送及び通信サービスの提供を行っているため、この個人向けサービスの収入を主としているが、今後は企業や自治体を対象とした法人向けサービス（B to Bサービス）の拡充による収益構造の強化を図る観点から、ケーブルテレビ事業者が自社の経営戦略等を踏まえ、主体的に検討を行っていく必要がある。

また、ケーブルテレビは、顧客情報を有しているものであり、個人情報保護に十分に配慮したうえで、オンライン・ショッピングによる課金をワンビリングで行うことや視聴率データを活用した広告ビジネス、ICカードを利用した行政とのタイアップ等も可能であり、プラットフォームビジネスの導入についても検討を行うべきである。

⑤ 資金調達力の向上

MSO等を含めて、ケーブルテレビ事業者の中で、株式を公開し上場している企業は少ないなど、今後の資金調達に当たっては、内部留保で賄いきれない場合に、融資に依存せざるを得ない状況であり、資金調達力の向上に努めるべきである。

具体的には、今後の規模拡大やサービスの拡充の観点からも、合従連衡を含め、様々な資金調達チャンネルを設けるなど、財務面での様々な取組を検討することが重要である。

⑥ 違法チューナー問題への対策推進

不法に放送番組を受信する違法チューナー問題に対しては、関係業界共同による対策を引き続き講じていくべきである。

スクランブルの解除により有料放送の視聴が可能となるチューナーを利用して、ケーブルテレビ事業者が提供する有料放送を無償で視聴する行為は、反社会的行為かつケーブルテレビ事業者の経営にも悪影響を及ぼすものと考えられ、ケーブルテレビ業界全体にとってゆゆしき問題である。

このような違法チューナー問題に対しては、2006年6月に設立された「不法受信対策協議会」（(社)日本ケーブルテレビ連盟の主導で設立。ケーブルテレビ事業者、メーカー、地上放送事業者、サプライヤー等から構成。）で検討を行う等、ケーブルテレビ事業者及びメーカー等関係者が連携し、視聴者への啓蒙活動、インターネット上でのチューナーの流通に対する撲滅活動等、ケーブルテレビの健全な発達の観点から、積極的な対策を推進することが重要である。また、デジタル放送においても、引き続き、違法な受信状況が発生するかどうかについて、実態の把握等を行い、特に検討を進めるべきである。

⑦ 個人情報保護のための取組の強化

ケーブルテレビにおける個人情報漏洩事案が発生していることにかんがみ、その保護のための取組を強化していくべきである。

近年、ケーブルテレビにおいても多くの個人情報漏洩事案が発生している。個人情報の保護に関する国民の意識が高まっているところ、漏洩事案の多発は、ケーブルテレビ事業者に対する視聴者の信頼感を失わせる可能性がある。

こうした状況を踏まえ、国は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針」に基づき、個人情報の保護に関して、ケーブルテレビ事業者に対してより適切な取組を要請することが重要である。また、ケーブルテレビ事業

者は、改めて個人情報の重要性を認識しなければならない。

ケーブルテレビ事業者は、個人情報の保護に関する法律等の関係法令を遵守し、放送受信者等の個人情報を適正に取り扱わなくてはならない。

⑧ ケーブルテレビ関連データ収集の充実化

ケーブルテレビについては政策立案や事業戦略立案に資するデータが不足しているため、その充実を図るべきである。

現在、総務省において、自主放送を行う許可施設ケーブルテレビの加入世帯数及び普及率、再送信のみを行うケーブルテレビ施設を含むケーブルテレビ施設全体の加入世帯数、施設数、有線テレビジョン放送事業者（自主放送を行う許可施設・営利法人のうち、ケーブルテレビ事業を主たる事業とする者）の収支状況を統計データとして公表しているところであるが、ケーブルテレビの市場規模を適確に把握するうえで、有料多チャンネル契約者数等統計項目が不十分であるとの意見がある。

本来将来の事業予測を行うのに必要不可欠な有料契約者数データですら業界全体として把握していない状況であり、ケーブルテレビ事業が全体として発展段階にある現時点においては、まずは、(社)日本ケーブルテレビ連盟が中心となって自ら把握・分析に努め、事業戦略につなげることが強く求められる。

4 まとめ（政策提言（3（3）を踏まえ、国の政策として実施すべきものを整理。）（P）

おわりに